

407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費			
夜勤減算	看護又は介護職員 2 人以上 (40 人以下は 1 以上)	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	☐ 満たさない	
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修を行っていない	☐ 未整備	
高齢者虐待防止措置実施の有無	運営基準に規定する高齢者虐待防止措置を講じていること	☐ あり	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
		☐ あり	高齢者虐待防止のための指針を整備
		☐ あり	高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施
		☐ あり	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定
業務継続計画策定の有無	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐ あり	業務継続計画の策定 (R7. 3. 31 まで経過措置あり)
室料相当額控除 (R7. 8～)	室料相当額控除を実施している	☐ 該当	
	本体介護老人保険施設において、算定月の属する介護保険計画期間の前の期間の最終年度 (第 9 期は令和 6 年度) において介護保険施設サービス費 (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ) を算定した月が (Ⅰ) を算定した月より多い	☐ 該当	
	療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が 8 以上である	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1かつ2名超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1名超えて配置	☐	配置	
個別リハビリテーション実施加算	利用者に20分以上の実施	☐	該当	
	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐	あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当	
	7日を限度に算定	☐	該当	
	介護予防サービス計画書による記録	☐	該当	
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	☐	該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐	実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐	該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	☐	該当	
	地域貢献活動	☐	該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）を算定しているものであること	☐	該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰指標率が70以上	☐	該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは（ⅳ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）を算定しているものであること	☐	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
療養体制維持特別加算 (Ⅰ)	次のいずれかに該当すること			
	(一) 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であったこと	☐	該当	
	(二) 転換を行う直前において、療養病床を有する病院(診療報酬の算定方法の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)ロ①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。)であったこと	☐	該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐	配置	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること	☐	該当	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること	☐	該当	
	居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用に当たって利用者又は家族の同意を得ている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
総合医学管理加算	診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う	☐ 該当	
	診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載	☐ 該当	
	利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。交付した文書の写しを診療録に添付	☐ 該当	
	緊急時施設療養費を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
2.(1)⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化		
概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合 ○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】	
単位数	＜現行＞（R5まで） なし ▶ ＜改定後＞（R6から） 口腔連携強化加算 50単位/回（新設） ※1月に1回に限り算定可能	
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。（新設） ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり
	定員、人員基準に適合	☐ あり

点検項目	点検事項	点検結果		
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり	療養食献立表
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	3日を限度に算定	☐ 3日以内	
	同一の利用者について月に1回まで算定	☐ 1回以下	
緊急時施設療養費（特定治療）	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐ あり	
生産性向上推進体制加算（I）	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認		
	(一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	☐ 該当	
	(二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	☐ 該当	
	(三) 介護機器の定期的な点検	☐ 該当	
	(四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐ 該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用している	☐ 該当	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している	☐ 該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認			
	(一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	☐	該当	
	(二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	☐	該当	
	(三) 介護機器の定期的な点検	☐	該当	
	(四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	(2) 介護機器を活用している	☐	該当	
	(3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 次の（１）又は（２）に該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の８０以上	☐ 該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の６０以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の５０以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が１００分の７５以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の職員の割合が１００分の３０以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴを満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	キャリアパス要件Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳを満たしている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	キャリアパス要件Ⅰ,Ⅱ,Ⅲを満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	キャリアパス要件Ⅰ,Ⅱを満たしている	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の 整備等)	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	☐ 該当	
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	☐ 該当	
	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。	☐ ①又は②に該当	
	イ② 資格取得のための支援の実施	☐ ①又は②に該当	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	☐	いずれかに該当
	イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	☐	
	イ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	イ 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所数（短期入所・予防・総合事業での重複を除く。）以上	☐	いずれかに該当
	ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ② 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ③ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	☐	
○キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている 若しくは併設本体施設において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 1の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 2の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 3の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 4の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 5の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 6の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 7の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 8 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 9 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 10 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 11 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 12 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 13 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 14 の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	

点検項目	点検事項	点検結果		
Ⅰ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(三) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
Ⅱ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
旧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅳ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二)指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			

点検項目	点検事項	点検結果		
旧介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 次の（一）又は（二）のいずれかに適合	☐	該当	
	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐		
	（二）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 にあっては当該介護老人保健施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出	☐		
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
旧介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二）指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三）介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四）介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	